

追加工事規約

本規約は、株式会社セット割（以下「当社」といいます。）に対し、追加工事（以下「当工事」といいます。）をご依頼いただくにあたり、条件を定めたものです。お客様は、本規約、光マツハサービス会員規約、光マツハコース契約約款及び当該諸規定（以下、併せて「本規約等」といいます。）に同意したうえで申込みいただくことが必要です。

第1条（当工事の請け負い）

当社は、お客様による光マツハコースの利用に伴い、本書表面の「光マツハ追加工事依頼書・完了報告書」に記載の追加工事内容のうち、お客様が希望されたメニュー内容の工事を請け負います。

第2条（当工事の料金）

当工事の料金は、本書表面の「光マツハ追加工事依頼書・完了報告書」に記載の作業料金となります。当工事の料金は基本的に当工事の作業が完了した日以降に光マツハサービスご利用代金と併せて当社よりお客様に請求させていただき、当該作業完了日以降に、クレジットカード・口座振替等の当社にご登録いただいている

光マツハコースの決済手段と同一の手段によりお支払いいただきます。

第3条（契約成立）

お客様が、本規約等の全てにご同意いただいた時点で当工事の請負契約がお客様と当社間に成立いたします。なお、代理人による当工事のお申込みであった場合でも、建物等の法的な所有者の意思として同様に扱うものとし、代理人は、当該所有者から本規約等の事項の全ての同意を得る義務及び責任を負うものいたします。

第4条（請負代金の変更）

1. 当社又はお客様は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求められることができるものいたします。

- ① 工事の追加又は変更があったとき。
- ② 工期の変更があったとき。
- ③ 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
- ④ 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

2. 請負代金額を変更するときは、当社とお客様との間で協議により決定するものいたします。

第5条（当工事の委託）

当社は、当工事の全部又は一部を当社の選定した協力会社（以下「当社委託先」といいます。）へ委託する場合があります。また、当社は、当社委託先に対し、お客様に関する情報を必要な範囲で開示いたしますが、下記（個人情報の取扱）に記載する利用目的以外の目的には使用いたしません。

第6条（作業完了）

1. 当工事の作業終了後、お客様に当工事の実施結果をご確認いただき、本書表面の「光マツハ追加工事依頼書・完了報告書」にご署名をいただいた時点で作業完了とさせていただきます。なお、当工事に伴い、当社が設置した資材（宅内ケーブル、LAN ジャック（接続コネクタやテープ類等を含み

ます)、TEL ジャック(接続コネクタやテープ類等を含みます)又はモールカバー等を含みますが、これらに限られません)の料金は当工事の料金に含まれるものとし、当該資材の所有権は、お客様による当社への当工事の料金の支払いが完了した時点をもって、お客様に移転するものといたします。

2. 訪問後、以下の場合は作業を行わずに終了させていただく場合があります。その場合も当社の規定する作業料金はお支払いいただきます。

- ①違法行為となる作業を要求された場合。
- ②お客様が、暴力団関係者その他反社会的勢力に属する者と認められる場合。
- ③お客様が、自ら又は反社会的勢力を利用して、当社及び当社委託先に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。
- ④お客様の責により、作業に必要な環境が整っていない場合。
- ⑤作業中に必要な同意事項に同意いただけない場合。
- ⑥作業に必要な箇所に施錠等がされており、お客様により解錠できない場合。
- ⑦作業に必要な情報を開示いただけない場合。

検査に合格しないときは、当社は、お客様の指定する期間内にけるものといたします。

⑧その他当工事を遂行するうえで、当社又は当社委託先が不適切と判断する行為があった場合。

3. 当工事の作業終了日後1年間以内に、当社の責による作業内容の不備が発覚した場合、また当該不備が原因で、当該機器等に別の障害が発生した場合、お客様からお申し出があった場合に限り、無償で修理等の対応をさせていただきます。但し、当該不備とは別の原因でトラブルが発生する場合には、再度、正規料金をいただいて訪問いたします。なお、いずれの場合も再訪問までにどの程度の時間又は日数を要するかについてはお約束いたしかねますので、予めご了承ください。

第7条(完成及び検査)

1. 当社は、工事実施日の終期までに、お客様に検査を求め、お客様は、速やかにこれに応じて当社の立会いのもとに検査を行うものといたします。

2. 検査に合格しないときは、当社は、お客様の指定する期間内に、修補し、又は改造してお客様の検査を受けるものといたします。

第8条(第三者の損害)

1. 施工のため、第三者の生命、身体に危害を及ぼし、財産などに損害を与えたとき又は第三者との間に紛争を生じたときは、当社はその処理解決に当たるものといたします。但し、お客様の責めに帰すべき事由によるときは、この限りではありません。

2. 前項に要した費用は当社の負担とし、工期は延長しないものといたします。但し、お客様の責めに帰すべき事由によって生じたときは、その費用はお客様の負担とし、必要があると認めるときは、当社は工期の延長を求めることができるものといたします。

第9条(履行遅滞及び違約金)

1. 当社の責めに帰すべき事由により、契約期間内に当工事を完了することができないときは、お客様は、当社に対し、延滞日数に応じて、請負代金額に対し年6パーセントの割合で計算した額の違約金を請求することができるものといたします。

2. お客様が請負代金の支払いを完了しないときは、当社は、お客様に対し、延滞日数に応じて、支払遅滞額に対し年14・6パーセントの割合で計算した額の違約金を請求することができるものといたします。

第10条（個人情報の取扱）

当社は、当工事の実施にあたりお客様からご提供いただく個人情報を、以下の目的の範囲内で利用いたします。

- ①お客様よりご依頼を受けた当工事を遂行するため。
- ②お客様に対して各種営業情報及び販促品等をご提供するため。
- ③お客様への工事向上を図るためのアンケートの発送、回収等のため。
- ④お客様からいただいたご意見、ご要望にお答えするため。

第11条（免責）

いかなる場合においても、当工事に関して当社及び委託業者が負う損害賠償責任は、お客様から受領する当工事の料金を上限といたします。なお、不可抗力その他当社の責に帰すべからざる事由から生じた損害については、当社及び当社委託先は一切の損害賠償義務を負わないものとし、お客様が負担すべき金額を当社とお客様との間で協議により決定するものといたします。

第12条（紛争解決）

本契約に関し、当社とお客様との間で紛争を生じた場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とし、裁判により解決するものといたします。

【当工事役務提携事業者】

商号：株式会社セット割

住所：東京都豊島区南大塚二丁目25番15号

代表者氏名：前田 貴土

問合せ先：0120-517-002

受付時間：10:00～18:00

（1月1日、2日及び弊社指定メンテナンス日を除く）

附則：本規約は2017年11月20日から実施いたします。